

佐賀県告示第 222 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等を変更する旨の届出があった。

令和 2 年 8 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称		所在地	変更年月日
	旧	鳥栖市田代大官町 332 番地 1	平成 27 年 10 月 1 日
	新	鳥栖市田代外町 655 番地 20	
旧	訪問看護ステーションえのか	佐賀市川副町大字南里野々古賀 702 番地 11	平成 30 年 9 月 1 日
新	指定訪問看護えのか佐賀南 S C		